平成２４年（フ）第４０７号
和歌山市和歌浦西１丁目10―10　和歌浦ガーデンテラス108
破産者　総合建設大谷こと　大谷　俊樹
1　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
2　一般調査期日　平成25年６月10日午後１時50分
平成25年４月19日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８４４号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１３棟102号
破産者　佐藤　秀人
1　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
2　一般調査期日　平成25年６月19日午後３時
平成25年４月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７０号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地10棟503号、開始決定時の住所京都府向日市寺戸町三ノ坪６番地の５
破産者　坂元　克好
1　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
2　一般調査期日　平成25年６月28日午前10時40分
平成25年４月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
岡山県倉敷市児島下の町６丁目16番８号
破産者　廣瀬　育史
1　破産債権の届出期間　平成25年６月18日まで
2　一般調査期日　平成25年８月８日午前11時
平成25年４月19日
岡山地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１４７号
山口市佐山3691番地２
破産者　永冨　　豊
異議申述期間　平成25年６月３日まで
平成25年４月19日
山口地方裁判所民事部破産係

免責決定確定

平成１６年（モ）第１１５６号
（平成１６年（フ）第１６０号）
長野市大字高田476番地５
破産者　田中佐代子
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成25年４月17日
長野地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３０１８号
大阪府堺市西区築港新町２丁５番地
清算株式会社　株式会社ヤマミ
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１号
北海道旭川市３条通６丁目677番地の２プリコタワー３・６　４Ｆ
再生債務者　プリコ株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年４月16日　　旭川地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目35番50号
再生債務者　橋本　四良
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神奈川県小田原市本町２―１―３ＨＳビル２階　まちかど法律事務所　弁護士　大森　　淳
平成25年４月17日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第８号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
再生債務者　株式会社英田光カントリークラブ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第８号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　札幌南ゴルフクラブ駒丘コース
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年４月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第９号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年４月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第２３５号
東京都千代田区内神田２丁目１番２号　第５中央ビル
再生債務者　株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパン
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年４月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２５８号
静岡県静岡市葵区籠上15番15号
再生債務者　小長井光徳
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年４月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２号
福井県越前市松森町第10号５番地の１
再生債務者　有限会社日新鉄工所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年４月16日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２１年（再）第６号
北九州市小倉北区下到津４丁目４番９号
再生債務者　株式会社山喜食品
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成25年４月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再）第６号
熊本市西区蓮台寺５丁目６番10号
再生債務者　三協油脂株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年４月15日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１号
北海道旭川市３条通６丁目677番地の２プリコタワー３・６　４Ｆ
再生債務者　プリコ株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　北海道旭川市４条通10丁目2234―２　たいせつ法律事務所　弁護士　飯塚　正浩
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年４月16日　　旭川地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１号
奈良県五條市田園４丁目13番地の13
再生債務者　向　　清
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月９日から平成25年５月23日まで
奈良地方裁判所五條支部